

処分基準（公表用）

様式第4号

所管部（局）・課 長寿社会課

法令名	社会福祉法	法令番号	昭和26年法律第45号				
手続名	社会福祉法人の業務停止命令、役員に対する解職勧告	根拠条項	第56条第7項				
処分基準	<p>社会福祉法人が、社会福祉法第56条第6項の規定に基づき出された措置命令に従わないときは、当該社会福祉法人に対し、期限を定めて、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員への解職を勧告することができる。</p> <p>処分に当たっては、</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>平成12年12月1日付け障第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査基準</li> <li>平成12年12月1日付け障企第59号・社援企第35号・老計第52号・児企第33号厚生省大臣官房障害保健福祉部企画課長、社会・援護局企画課長、老人保健福祉局計画課長、児童家庭局企画課長連名通知「社会福祉法人の認可について」に定める社会福祉法人審査要領</li> <li>平成29年4月27日付け児企発0427第7号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長、老健局長連名通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」を指針として判断する。</li> </ol>						
対応区分	1 聴聞の実施 ② 弁明の機会の付与	処理機関	長寿社会課	交付機関	長寿社会課	目次	No.